

# 総 会 議 事 録

令和4年10月

令和4年10月13日(木)開催

宮津市農業委員会

# 宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和4年10月13日(木)  
開 会 午前9時30分、閉 会 午前9時54分  
場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ 第1コミュニティルーム

## 農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉、  
関野 掲司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聡、  
吉田 雅典、吉田 進、細井 康、石田 弘司

13名

欠席 小山 有美恵

1名

## 農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、平野 信也、糸井 久和、  
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

9名

欠席 和田 隆

1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

## 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第34号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第35号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について

〔関野会長〕 ただ今から、令和4年10月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は24名中22名です。欠席は小山委員、和田委員の2名です。よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。吉田進委員、石田委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第33号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。農地の所在は大字小田※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地の管理ができないためです。譲受人の申請事由につきましては農業経営を拡大するためです。

具体の場所につきましては4頁に地図を添付しております。上の地図になります。小田地区の日吉神社付近、府道9号線沿いになります。資料により御確認をお願いいたします。地図の下が現地の写真となっております。この農地につきましては、以前から譲受人であります※※様が親の代から耕作してこられております。写真のとおり稲刈りが終わった後ですが適正に管理されております。今回も所有権移転により正式に所有者となって今後も当該農地を継続して耕作していきたいとのことでした。

次に5頁に許可申請に係る調査書を添付しております。調査書の最初にあります、第2項第1号ですが、所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から、申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積につきましては、譲受人の経営農地は、名義は亡くなられた父親の※※様となっておりますが、※※様が全て引継がれ耕作しておられます。経営農地の面積は※※aあり基準の30aを超えております。その下の第2項第7号の地域の調和につきましては、9月27日に地区担当の関野会長及び細見推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、現在の耕作についても譲受人が適正に行っていることから、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。議案第33号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります私から補足説明をさせていただきます。

※※さんの御家族は60年近く前から地元を離れられておまして、その当時から父親の※※さんがこの農地を耕作されておりました。十数年前にはほ場整備をされた後も耕作されておまして、何も問題ないと判断いたしました。以上です。

これより、議案第33号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

[関野会長] 特になさるので異議なしと認め議案第 33 号については許可してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

[関野会長] 議案第 33 号については、許可します。次に、日程第 3、議案第 34 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[内藤主任] 6 頁をお願いします。議案第 34 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。3 件ございます。

1 番です。土地の所在につきましては大字小田※※番ほか 9 筆、登記地目は田が 6 筆、畑が 4 筆、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は先程の議案第 33 号の所有権移転で御審議賜りました、※※様の亡くなられた父親であります※※様となっております。非農地の事由につきましては昭和 60 年頃から耕作していないということです。相続人※※様からの申請となっております。裏面の 7 頁をお願いします。2 番になります。土地の所在につきましては大字獅子※※番ほか 2 筆、登記地目はいずれも畑、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成 15 年 1 月 1 日から耕作していないということです。3 番です。土地の所在につきましては大字獅子※※、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。所有者は※※の※※となっております。非農地の事由につきましては平成 11 年 2 月 1 日以前から耕作していないということですが、農地取得の要件を満たしていない一般の株式会社が所有者となっていることにつきまして、現地確認の際地区担当の宮前推進委員から御指摘があり調査しましたところ、資料の最後の頁になりますが平成 10 年度当時の受付台帳の写しを添付しておりますので御覧ください、当該農地につきましては平成 10 年 12 月 21 日付けで 5 条の農地転用を申請されており、当委員会の議決を経て翌平成 11 年 1 月 29 日に転用許可を受けております。この時点で所有者の名義が現在の※※の前身であります※※で登記され転用の造成工事を開始しております。工事完了後、本来ですと当委員会へ事業完了報告を行った上で地目変更を行う流れになっておりますが、当該報告が無いまま法務局で名義変更が行われたため現在まで一般株式会社が所有する畑として台帳に残る結果となっております。

この件につきましては転用の許認可となりますので、京都府の丹後振興局へ報告し指示を仰いだところ、許可書発行から10年以上が経過しており府には記録が残っていないことから今の時点で完了報告や取下げの申請を提出されても対応できないとのことでした。

また、5条転用の申請を事後処理の扱いとして改めて申請からやり直す方法も考えられますが、転用から20年以上が経過している理由から現実的ではないと思われまますので、結論といたしましては、市が当該農地の現況を確認し農地性がないと判定できののであれば、申請どおり非農地の手続として処理することが適当ではないかとのことでありましたので、これに従いまして今回この形で議案に提案させていただいております。また、始末書などについても府は提出を求めないとのことでした。

資料に戻りまして、具体の場所につきまして8頁に地図を添付しております。1番の小田の案件になります。上が先程3条申請の小田地区の日吉神社付近の地図になります。7筆掲載しております。下がそれより大江山よりの地図になります。小田の山側と図面下の\*\*番は岩戸になります、浄水施設のすぐ裏手となっております。次に裏面の9頁をお願いします。獅子の2番、3番の案件を記載しております。獅子公民館のすぐ裏手、②獅子\*\*とあります、②が2番の案件、③が3番の案件となります。この内、3番の獅子\*\*ですが、天橋の郷の中津よりになります、先程説明しました\*\*が所有する農地となっております。

次に10頁をお願いします。現地写真を添付しております。10頁から12頁の3頁にかけまして1番の小田の案件について写真を添付しております。いずれも長年放置され山林原野または原野化が進んでおりました。裏面の13頁が獅子の2番の案件についての写真となっております。3枚です。この土地につきましても、長年放置され山林原野または原野化が進んでおりました。次に14頁をお願いします。獅子の3番の案件になります。府道から写真では奥側にありますグランドゴルフ場友遊クラブへの進入路の路肩となっております。先程の説明でありましたとおり平成11年に進入路及び露天資材置場として転用され、その当時はこのグランドゴルフ場は無かった訳ですが、このグランドゴルフ場につきましては、その後平成16年になって甚大被害を受けました台風23号での復旧工事に伴う撤去土砂の埋め立て地の有効活用として作られたようです。資料により御確認をお願いいたします。議案第34号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は私から、2番及び3番は宮崎正之委員から報告をお願いします。

〔関野会長〕 先月 27 日に先程の農地の現地確認を行いました。この地図を見ていただきましたらお分かりになると思うのですが小田※※、※※には、高速道路の側道から入りまして歴史街道という石畳の道を 200m 程山奥でありまして、完全に写真を見ていただいたとおり山林化しております。次に小田※※、※※ですがちょうど母屋の南側の物置がありますが、40 年以上前に建てられたもので僅かに土地が残っているだけです。※※は最初の建てられた離れの一部も敷地の入っております、これもおそらく 50 年以上前に家を建てられた時に斜面を削られて今は屋敷の一部となっております。次に小田※※、※※の農地ですが、鶴亀橋から大手川沿いに入りました里道を拡張された時に、殆どが車道の一部になっております、僅かに残っていた状況でした。ここも川と車道の間の殆ど斜面の部分でとても農地として利用することは困難と思いました。小田※※、※※についても殆ど山林化しまして道路から入れる状況ではなくて、一部崩落してとても農地には使用できないと思いました。以上で補足説明を終わらせていただきます。

〔宮崎正之委員〕 2 番及び 3 番の農地につきましては、9 月 26 日に宮前推進委員及び事務局 2 名同行で現地確認を行いました。

始めに 2 番の農地についてですが写真は資料の 13 頁の 3 枚になります。いずれの農地も申請では平成 15 年となっておりますが、場所によってはそれ以前から耕作されていないということで、既に山林原野化が進んでおりここを農地として利用することは困難と感じました。つきましては、非農地で問題ないと判断いたしました。

次に 3 番の農地についてですが、こちらの農地につきましては先程事務局の説明でありましたように、過去にいきさつがあるようですが京都府との調整もできているということですので、私からは現在の状況で農地性があるかどうかの判断について報告をいたします。写真は 14 頁になります。この場所は写真では奥に写っておりますグランドゴルフ場の進入路となっております車両が往来する場所となっております。申請農地は平成 11 年から耕作されいないということで、ここを農地としての利用することは困難であると思われることから非農地と判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより、議案第 34 号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 34 号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

[関野会長] 議案第 34 号については、承認とします。次に日程 4、議案第 35 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[内藤主任] 資料の 15 頁をお願いします。議案第 35 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」になります。1 件ございます。中間管理機構を介した貸借となっております、貸手と借手が先に決定しておりますので一括方式での提案となっております。

農地の所在は大字喜多※※の田で農用地となっております。面積は※※㎡、所有者は※※にお住まいの※※様、耕作者は※※にお住まいの※※様になります。貸借期間は 10 年、公告日は 10 月 21 日となっております。議案第 35 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

[関野会長] これより議案第 35 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

[関野会長] 異議なしと認め、議案第 35 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

[関野会長] それでは議案第 35 号については決定とさせていただきます。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 揚司

委 員 吉田 進

委 員 石田 弘司

記 録 者 小 西 正 樹